

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

締 結 式

日 時：令和3年12月20日（月）

13：00～13：15

場 所：県庁南棟2階 第三応接室

次 第

1 出席者紹介

2 協定書交換

3 あいさつ

・青森県

副知事 青山 祐治

・一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 佐々木 信博 氏

4 写真撮影

・副知事と代表理事

・副知事(部長・課長)と一般社団法人日本ムービングハウス協会関係者

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定について

県では、これまで、災害救助法第4条に定められた応急仮設住宅の供与を円滑に行うため、関係する民間団体と協定を締結し、供給体制を構築してきました。

この度、供給体制の一層の強化を図るため、一般社団法人日本ムービングハウス協会と移動式木造住宅（以下「ムービングハウス」という。）による応急仮設住宅の建設に関して協定を締結します。

協定の名称	協定締結先	締結年月日
災害時における <u>応急仮設住宅の建設</u> に関する協定書	(一社) プレハブ建築協会	H8.3.18
災害時における <u>民間賃貸住宅</u> の被災者への提供に関する協定	(公社) 青森県宅地建物取引業協会	H24.9.19
災害時における <u>民間賃貸住宅</u> の被災者への提供に関する協定	(公社) 全日本不動産協会青森県本部	H24.9.19
災害時における <u>木造応急仮設住宅の建設</u> に関する協定書	(一社) 全国木造建設事業協会	H28.2.9
災害時における <u>民間賃貸住宅</u> の被災者への提供に関する協定	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	H30.7.30
災害時における <u>応急仮設住宅の建設</u> に関する協定書	(一社) 日本ムービングハウス協会	R3.12.20

参考1：応急仮設住宅の供与対象者

災害により住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

1 協定の相手方

一般社団法人日本ムービングハウス協会※

代表者：代表理事 佐々木 信博

所在地：北海道札幌市清田区美しが丘3条10丁目2-15

※ムービングハウスの普及促進を目的に、平成28年3月15日に設立された法人

2 協定の概要

災害時に、応急仮設住宅の建設が必要となった場合、一般社団法人日本ムービングハウス協会の会員である住宅事業者の斡旋その他の事項について必要な協力を行うもの。

参考2：令和3年12月10日現在、愛知県、高知県、長野県及び福井県の4県ほか25市町と同様の協定を締結しています。

3 ムービングハウスについて

ムービングハウスは、工場製作による国際規格の海上輸送コンテナサイズの移動式木造住宅であり、災害時にはトレーラー等で迅速に搬送・設置が可能のため、他の構造・工法に比べ工期を短縮することができます。

また、応急仮設住宅としての役割が終了した後は、移設や転用を行うことが可能です。



【搬送状況】



【設置状況】



【岡山県倉敷市での活用事例（平成30年7月豪雨災害により設置された応急仮設住宅）】



【外観例】



【室内例】

写真：一般社団法人日本ムービングハウス協会HPより